

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成18年7月4日
【事業年度】	第39期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
【会社名】	株式会社ナナオ
【英訳名】	EIZO NANA O CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076(275)4121
【事務連絡者氏名】	総務部長 出南 一彦
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076(275)4121
【事務連絡者氏名】	総務部長 出南 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月22日付にて提出した第39期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）有価証券報告書に添付の定款に誤りがあったため、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

添付文章 定款

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

定款

<訂正前>

前略

（機関）当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

第4条

後略

<訂正後>

前略

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

後略

<訂正前>

前略

（单元未満株式の買増し）

第10条 数の株式を売り渡すことを請求することができる。

後略

<訂正後>

前略

（单元未満株式の買増し）

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

後略

<訂正前>

前略

（招集者及び議長）

第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

後略

<訂正後>

前略

（招集権者及び議長）

第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

後略

<訂正前>

前略

(配当金等の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

後略

<訂正後>

前略

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

後略